

## 判例第 06/2016/AL 号

2016 年 04 月 06 日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、かつ最高人民裁判所長官 2016 年 04 月 06 日付第 220/QĐ-CA 号決定により公布された。

### 判例の源

ハノイ市における「相続紛争」事件に関する最高人民裁判所裁判官評議会 2013 年 08 月 12 日付け第 100/2013/GĐT-DS 号監督審決定である。当該事件の原告は Mr. ヴウ・ディン・フン氏で、被告は Ms. ヴウ・ティ・ティエン氏（ヒエンともいう。）、Ms. ヴウ・ティ・ハウ氏で、関連権利義務者はヴウ・ディン・クオン氏、ヴウ・ティ・カム氏、ヴウ・ティ・タオ氏、グエン・ティ・キム・オアイン氏、ハ・トゥイ・リン氏である。

### 判例の内容の概要

相続紛争事件において相続範囲に属するある者が海外に住んでいる場合において、もし裁判所が法令の規定に従い司法嘱託を実施し証拠を集めたが、その者の住所を確定できない場合、裁判所はまだ原告の請求を解決できる。相続遺産、相続範囲・順位を確定でき、かつ被相続人が遺言を残さない場合には、法令の規定に従い原告の遺産分割請求を解決する。欠席した者、住所を確定できない者が相続できる遺産分は、後にいない者に引き渡すために、その財産の管理を国内に住んでいる人たちに暫定的に渡す。

### 判例に関する法令の規定

- 2004 年民事訴訟法第 93 条, 第 168 条 1 項 d 号,

#### 第 93 条 証拠収集の嘱託

1. 民事事件又は非訟事件の解決において、裁判所は、別の裁判所又は本条第 4 項が定める権限のある機関に、当事者、証人を尋問し、現場検証若しくは財産査定を実施し、又は証拠を収集し、民事事件若しくは非訟事件の事実関係を確認する他の措置の嘱託決定を発することができる。

2. 嘱託決定には、原告、被告の氏名、住所、紛争関係及び証拠収集のための特定された嘱託業務を明記しなければならない。

3. 嘱託決定を受けた裁判所は、当該決定を受け取ってから 30 日以内に特定の任務を遂行し、嘱託決定を発した裁判所に結果を書面で通知する責任を負う。特定任務を実行できない場合には、その理由を明記した不実行の書面による通知を嘱託決定を発した裁判所に送付しなければならない。

4. 証拠収集をベトナムの領土外で行わなければならない場合は、裁判所は、権限のあるベトナムの機関又はベトナムと司法供助協定に署名し、若しくはベトナムとと

もに本件に関する国際条約に加盟した外国の民事手続を行う機関を通じて、嘱託手続を実施する。

#### 第 168 条 提訴状の返却， 提訴状返却の効果

1. 裁判所は， 以下の場合に提訴状を返却する。

d) 事件が裁判所の管轄権に属しない。

- 2005 年民法第 676 条及び第 685 条

#### 第 676 条 法律による相続人

1. 法律による相続人は， 以下の順位に従って規定される。

a) 相続の第一順位には， 死亡者の配偶者， 実父， 実母， 養父， 養母， 実子， 養子を含む。

b) 相続の第二順位には， 死亡者の父方の祖父母， 母方の祖父母， 実の兄弟姉妹， 父方の祖父母， 母方の祖父母である死亡者の実孫を含む。

c) 相続の第三順位には， 死亡者の曾祖父母， 死亡者の伯父・伯母， 叔父・叔母， 伯父・伯母， 叔父・叔母である死亡者の甥・姪， 曾祖父母である死亡者の実曾孫を含む。

2. 同じ相続順位にある相続人は， 同等の遺産を取得する。

3. 死亡したか， 遺産を享受する権利を有しないか， 相続権が取り消されたか， 遺産を受領する権利を拒否したかの理由で先相続順位の人がない時にのみ， 次相続順位の人には， 相続遺産を享受することができる。

#### 第 685 条 法律による遺産の分割

1. 遺産を分割するとき， 同相続順位の相続人が胎児で未出生であっても， 他の相続人の享受する分と同じ遺産の分を取っておかなければならない。その相続人が出生後も生きていれば， その遺産の分を享受する。出生前に死亡したならば， 他の相続人が享受する。

2. 相続人は， 遺産を現物で分割する要求する権利を有する。現物で均等に分割できない場合， 相続人は， 現物を価格鑑定すること及び現物を受け取る人について合意することができる。合意できなければ， 現物は売却され， 分割される。

#### 判例のキーワード

「相続遺産紛争」， 「住所不明の海外在住者」， 「司法嘱託」， 「遺産分割」， 「遺産管理」

#### 事件の内容

原告 Mr. ヴウ・ディン・フン氏は 1993 年 07 月提訴申立書において次のとおり述べた。

彼の両親は、ヴウ・ディン・クアン氏、グエン・ティ・テーエン氏であり、Mr. ヴウ・ディン・ドゥオン氏、Ms. ヴウ・ティ・カム氏、Ms. ヴウ・ティ・タオ氏、原告、Ms. ヴウ・ティ・ティエン氏（ヒエンともいう）及び Ms. ヴウ・ティ・ハウ氏という 6 人の子がいた。クアン氏とテーエン氏は、ハノイ市ホアン・キエム区ドン・スアン通り 66 番所在の 123m<sup>2</sup> の住宅を建設した。クアン氏は 1979 年に遺言を残さずに、死亡した。当該住宅にはテーエン氏及び原告、Ms. ハウ氏、Ms. ティエン氏という 3 人の子が住んでいた。Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏と Ms. カム氏は海外に移住した。1982 年 10 月 28 日付けの家族会議記録書によりテーエン氏、原告、ティエン氏、ハウ氏は、原告、ハウ氏、ティエン氏が使用できるように、住宅を暫定的に分けることを合意した。1987 年にテーエン氏は死亡した。その後、1989 年、ティエン氏はグエン・ティ・キム・オアイン氏に暫定的に分けられた住宅の持分を勝手に売った。原告は、遺産を分割するように請求する訴状を裁判所に提出したものの、1993 年 10 月 31 日、ハウ氏はハウ氏の暫定的に分割された持分をハ・トゥイ・リン氏に売った。この家の売買は不当である。海外に住んでいる 3 人の兄弟（ドゥオン氏、カム氏、タオ氏）が彼らの相続遺産分を原告に贈るという趣旨の文書を有するので、法令に従い原告の両親の相続遺産を分配するように求めた。

Mr. フン氏は、Mr. ヴウ・ディン・ドゥオン氏の 1992 年 03 月 03 日付け、Ms. ヴウ・ティ・カム氏の 1993 年 05 月 01 日付け、Ms. ヴウ・ティ・タオ氏の 1991 年 10 月 28 日付けの委任状の写しを提出した。これらの委任状の内容は、Mr. フン氏にそれぞれの相続遺産分であるドン・スアン通り 66 番所在の住宅の 6 分の 1 の管理を委任することである。訴状を提出した後、Mr. フン氏は、Mr. ヴウ・ディン・ドゥオン氏の 1995 年 04 月 25 日付け「相続権贈与文書」、Ms. ヴウ・ティ・カム氏の 1995 年 05 月 10 日付け「相続権贈与文書」、Ms. ヴウ・ティ・タオ氏の同日付け「相続権贈与文書」を加えて提出した。これらの文書は海外で作成され、その内容は、いずれも両親がドン・スアン通り 66 番所在の住宅を 6 人の子に残したが、Ms. ティエン氏（ヒエン氏）と Ms. ハウ氏が両親の遺産を売ったのがお母さんの教訓に反する（売ってはいけない、外部の人を住ませるはいけない）と述べた。続いて、Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏、Ms. カム氏は、Mr. フン氏が家を維持し、先祖を祀るため、また、その 3 人の海外における家族が帰国するときに住む場所、先祖を参拝する場所を設けるために、この相続権贈与文書により、それぞれの人々が相続遺産分として相続できるドン・スアン通り 66 番所在の住宅の 6 分の 1 を Mr. フン氏に贈与することを誓約し、かつ Mr. フン氏が現物で受けられるように要請した（Mr. フン氏が提出した資料は写しだけである。）。

被告らは次のとおり述べた。

Ms. ヴウ・ティ・ティエン氏は次のとおり述べた。Mr. フン氏が述べたとおりに、血縁関係及びドン・スアン通り 66 番所在の住宅の起源を認めた。1989 年に被告は分割された分を Ms. オアイン氏に売り、住宅を引き渡し、買主のためにハノイ市の土地住宅局で住宅売買手続を完成した。住宅に到着した後、より便利に使用できるように、Ms. オアイン氏は家にある幾つかの施設の変更を Mr. フン氏と Ms. ハウ氏と合意した。その後、Mr. フン氏が不服申し立てをしたので、土地住宅局は被告とオアイン氏との土地住宅売買書類を回収した。Ms. ハウ氏も分配を受けた持分を他人に売った。テーエン氏が海外に行く 3 人に金を支払ったので、この 3 人は住宅につき何の請求も有さない。自分の分を Ms. オアイン氏に売ったので、売った持分につき何の責任をも負わない。

Ms. ヴウ・ティ・ハウ氏は次のように述べた。フン氏が述べたとおりに、血縁関係及びドン・スアン通り 66 番所在の住宅の起源、並びに Ms. ティエン氏が述べたとおり、住宅の分割及び Ms. ティエン氏が住宅の一部を売ったことを認めた。彼女は、自分の持分を売るときに、海外にいる兄弟に通知した上で、それらの同意を得たと確定した。被告が Ms. リン氏、Mr. コイ氏夫婦に売った家の持分を相続できるように提議した。

関連権利義務者は次のとおり述べた。

Ms. ハ・トゥイ・リン氏と Mr. ホアン・マイン・コイ氏夫婦は次のように述べた。住宅を買うとき、Ms. ハウ氏が家族会議記録書を見せてくれたので、購入を合意した。全ての代金を支払い、この住宅に転居し、その時から今まで住んできた。Ms. ハウ氏から買った住宅の持分を合法化できるように請求する。

Ms. グエン・ティ・キム・オアイン氏は次のように述べた。1992 年 10 月 18 日に Ms. ティエン氏の分割された家の持分を 30.000.000 ドンで買った。その売買は政府に許可された。家を買ってから、彼女はここで住むようになり、Mr. フン氏と家のいくつかの施設の変更を合意し、Ms. ティエン氏と彼女との住宅売買契約を承認してもらうように請求した。

ハノイ市人民裁判所は、1995 年 05 月 23 日付第 20/DSST 号第一審民事判決において、Mr. フン氏、Mr. ドウオン氏、Ms. カム氏、Ms. タオ氏（Mr. フン氏がこの 3 人の代理人となった）のクアン氏、テーエン氏の遺産に対する相続遺産分割請求を認めた。テーエン氏の 1982 年 10 月 28 日付け遺言の一部を認め、相続遺産の価値を 1.228.151.520 ドンであると確定し、Mr. フン氏、Ms. ハウ氏、Ms. ティエン氏という 3 人に現物の土地住宅で相続遺産分を分割する。Ms. ティエン氏、Ms. ハウ氏と Ms. オアイン氏、Ms. リン氏との売買は国家の規定に従い解決される。

ティエン氏は控訴し、相続遺産の面積の計算を再判断することを求めた。フン氏は裁判所が非客観的に判断したと主張し、控訴した。

1995年10月10日付けの控訴審民事判決第115号において、ハノイ市における最高人民裁判所の控訴裁判所は第一審判決を破棄し、第一審を再度に行うために、ハノイ市人民裁判所に当該事件の記録を差し戻す。

1996年09月11日付けの第一審民事判決第50/DSST号において、ハノイ市人民裁判所は、Mr. フン氏、Ms. ドゥオン氏、Ms. カム氏、Ms. タオ氏（Mr. フン氏がこの3人の代理人となった。）のクアン氏、テーエン氏の遺産に対する相続遺産分割請求を認め、海外にいる Mr. ドゥオン氏、Ms/タオ氏、Ms. カム氏が自分の相続分を Mr. フン氏に任意に贈与することを承認し、Ms. フン氏、Ms. ハウ氏、Ms. ティエン氏に現物を分割する（各自店舗と後ろの住居の部分の3分の1を受けられる）こと、また Ms. ハウ氏、Ms. ティエン氏が Mr. フン氏に差額を清算しなければならないこと（Ms. ハウ氏は156.824.381 ドンである。Ms. ティエン氏は140.774.106 ドンである）を決めた。Ms. ティエン氏、Ms. ハウ氏と Ms. オアイン氏、Ms. リン氏との住宅の売買は違法である。

Mr. フン氏は控訴した。

在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷は、1997年07月15日付け第82/TDC号決定により、事件の解決を一時停止した。

1991年07月01日より前に建立された海外定住ベトナム人が参加する住宅に関する民事取引に関する国会常務委員会2006年07月27日付け第1037/2006/NQ-UBTVQH11号議決が制定されてから、在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷は、事件の解決を続けた。

在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷は、2007年07月03日付け第142/2007/DSPT号控訴審民事事件判決において、訴状がMr. フン氏のみにより執筆され、署名されたし、Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏、Ms. カム氏の各委任状が相続遺産分割請求の提訴の委任を示さないし（タオ氏のものを除く。）、さらに Mr. ドゥオン氏と Ms. タオ氏が死亡したことが確定されたので、委任を再度明確にさせ、及び Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の相続人を訴訟に参加させ、土地住宅の価格を適切に決定する必要があると判断した上で、第一審判決を破棄し、再度第一審を行うために、ハノイ市人民裁判所に当該事件の記録を差し戻すことを決定した。

事件が再度受理された時、当事者は、Mr. ドゥオン氏と Ms. タオ氏が2002年ぐらいに死亡したと述べた。第一審裁判所は、Mr. フン氏に対し、Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の死亡証明書の提供及び民事訴訟法第164条2項の規定のとおり訴状の補充（Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の子らの氏名、住所、国籍、紛争している土地住宅に住んでいる人の氏名、住所）を要求したが、Mr. フン氏は提供しなかった。

ハノイ市人民裁判所、2008年01月17日付け第04/2008/QĐST-DS号決定により、事件解決を中止し、Mr. フン氏に立替払いの訴訟費用を差し戻した。

2008年01月29日に、Mr. フン氏は、裁判所の事件解決停止が正しくないと主張し、控訴した。

在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷は、2008年09月04日付け第168/2008/DS-QDPT号決定において、第一審裁判所が第192条2項を適用した上で事件解決を中止したのは正しくなく、当事者の提訴権を失わせているという理由で、Mr. フン氏の控訴申立てを認め、第一審の決定を取り消した。

事件が再度受理された時、ハノイ市人民裁判所は、Mr. フン氏に対し、Ms. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の相続人の氏名、年齢、住所に関する資料、これらの人の委任状又は相続受領拒否書、Ms. オイアン氏の土地住宅に住んでいる人の氏名と住所の提供を要求した。しかし、Mr. フン氏はそれらの資料を提供できなかった。

ハノイ市人民裁判所は、2009年09月30日付け第54/DS-ST号決定において、相続分割事件の解決を中止し、Mr. フン氏に訴状と添付資料、根拠を差し戻すと決定した。

Mr. フン氏は控訴した。

在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷は、2010年03月09日付け第44/2010/QĐ-PT号決定において、第一審の決定をそのまま維持すると決定した。

Mr. フン氏は監督審申立書を提出した。

最高人民裁判所長官は、2013年01月22日付け第35/2013/KN-DS号決定において、在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷2010年03月09日付け第44/2010/QĐ-PT号決定に対し、異議を申し立て、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、監督審を行い、上記の控訴審民事決定及びハノイ市人民裁判所2009年09月30日付け第54/DS-ST号の事件解決中止の第一審民事決定を破棄し、法令の規定どおりに再度に第一審を行うためにハノイ市人民裁判所に当該事件の記録を差し戻すことを求めた。

監督審の公判において、最高人民検察院の代表者は、最高人民裁判所長官の異議申立てに賛同した。

**最高人民裁判所裁判官評議会は次のとおり判断した。**

ハノイ市ホアン・キエム区ドン・スアン通り66番所在の住宅は、ヴウ・ディン・クアン氏（1979年死亡）及びグエン・ティ・テーエン氏（1987年死亡）により建設されたものである。その2人には6人の子がいるが、Mr. ヴウ・ディン・ドゥオン氏、Ms. ヴウ・ティ・カム氏、Ms. ヴウ・ティ・タオ氏という3人は1979年から海外に定住している。国内に住んでいる3人はMr. ヴウ・ディン・フン氏、Ms. ヴウ・ティ・ティエン氏（ヒエン氏）、Ms. ヴウ・ティ・ハウ氏である。クアン氏が死亡した後、テーエン氏、Mr. フン氏、Ms. ティエン氏、Ms. ハウ氏はこの家を管理していた。テーエン氏が死亡し

た後、Mr. フン氏、Ms. ティエン氏と Ms. ハウ氏はこの家を 3 分割し、住んでいた。1992 年 10 月 18 日に Ms. ティエン氏は使用中の分を Ms. グエン・ティ・キム・オアイン氏に売った。また 1993 年 10 月 31 日に Ms. ハウ氏も自分の使用中の分を Ms. ハ・トゥイ・リン氏に売った。

Mr. フン氏は 1993 年に提訴し、法令の規定に従い両親の土地住宅を相続遺産として分割することを請求した。当該事件は 1993 年から 1996 年まで解決され、かつ 1997 年から控訴審審理が一時停止され、2007 年に再受理された。

事件解決中の訴訟一時停止段階（1997 年）の前に、Mr. フン氏は、Mr. ドゥオン氏、Ms. カム氏、Ms. タオ氏の 1991 年、1992 年、1993 年、1994 年に作成され、ドン・スアン通り 66 番所在の土地住宅のその 3 人の相続分の管理を引き渡すことを内容とした委任状を提供した。その後、Mr. フン氏は、Mr. ドゥオン氏、Ms. カム氏、Ms. タオ氏の 1995 年に作成され、紛争の遺産にあるその 3 人の持分を贈与することを内容とした文書を加えて提供した。これらの文書には、所在国の切手及び印章があるが（Mr. ドゥオン氏はイギリスにいる。Ms. カム氏はフランスにいる。Ms. タオ氏はアメリカにいる。）、写しにすぎない。しかし、当事者は文書執筆者の住所、番地などを明記した。訴訟停止段階の後、事件を再受理し、解決する段階において、Mr. フン氏、Ms. ティエン氏、Ms. ハウ氏の 3 人とも Mr. ドゥオン氏と Ms. タオ氏が 2002 年ぐらいに死亡したことを供述した。Mr. フン氏は、Ms. タオ氏、Ms. カム氏の住所が変更されていないことを確認できたが、Mr. ドゥオン氏の子達に連絡しても、返事をもらえなかった（記録書 376, 377, 382）。第一審裁判所は、Mr. フン氏に対し、Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の死亡証明書、Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の子らの氏名、住所の提供を要求した。Mr. フン氏は提供できないと供述した上で、法令の規定に従い解決するために、裁判所に対し証拠の収集を請求した（記録書 390）。つまり、事件の記録には海外に住んでいる人たちの住所が既にあったのであり、なぜならば、国内にいる 3 人ともその 2 人が死亡したことを確認したのであるから、Mr. フン氏に対し、Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の死亡証明書の提供を要求することは不要である。そもそも、第一審裁判所は、規定に従い司法嘱託手続を実施し、Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏が死亡した時点を明確させるために、証拠を収集しなければならないし、死亡した 2 人の相続人がいれば、事件解決意向についてその相続人の意見を聞かなければならない。それぞれの新しい根拠、証拠、事例により規定に従い事件を解決する。他の証拠を収集できなくても、Mr. フン氏の相続分割請求を法律に従い解決しなければならない。Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の相続遺産分については、それらの相続人が後で法令に従い受けられるように、国内に住んでいる人に財産の管理を暫定的に引き渡す。そうしないと、事件を徹底的に解決できない。Ms. ティエン氏が売った家の分に住んでいる人たちの氏名年齢などの提供は Ms. ティエン氏の義務である。第一審裁判所が、Mr. フン氏に対し、これらの人たちの氏名年齢の提供を要求したことは、対象が正

しくない。第一審裁判所が、Mr. フン氏が Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の子ら、Ms. オアイン氏から家を買った人たちの氏名、住所を提供できないことに基づき、事件解決を中止したことは正しくない。そもそも第一審決定を取り消し、再度に裁判するために差し戻さなければならないものの、控訴審裁判所が実際に第一審の決定をそのまま維持したことは正しくない。

その他、記録にある資料、Mr. ホアン・マイン・コイ氏の 2007 年 10 月 17 日付けの供述（記録書 373）、1993 年 10 月 31 日付け「住宅販売文書」（記録書 18）によれば、Ms. ハウ氏は自分が管理している住宅の持分を Ms. ハ・トゥイ・リン氏（その夫は Mr. ホアン・マイン・コイ氏である）に売った。第一審及び控訴審の決定とも Ms. グエン・ティ・トゥイ・リンを記載していることは正しくなく、適切に修正しなければならない。

以上の理由で、民事訴訟法第 297 条 3 項及び第 299 条に基づき、

**決定する。**

1. 原告 ヴウ・ディン・フン氏と被告 ヴウ・ティ・ティエン氏、ヴウ・ティ・ハウ氏と関連権利義務者 ヴウ・ディン・ドゥオン氏、ヴウ・ティ・カム氏、ヴウ・ティ・タオ氏、グエン・ティ・キム・オアイン氏、ハ・トゥイ・リン氏との間の相続紛争事件に関する在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷 2010 年 03 月 09 日付第 44/2010/QĐ-PT 号決定及びハノイ市人民裁判所 2009 年 09 月 30 日付第 54/DS-ST 号民事事件解決中止の第一審決定を破棄する。

2. 法令の規定に従い再度第一審を行うためにハノイ市人民裁判所に当該事件の記録を差し戻す。

**判例の内容**

「そもそも、第一審裁判所は、規定に従い司法囑託手続を実施し、Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏が死亡した時点を明確させるために、証拠を収集しなければならないし、死亡した 2 人の相続人がいれば、事件解決意向についてその相続人の意見を聞かなければならない。それぞれの新しい根拠、証拠、事例により規定に従い事件を解決する。他の証拠を収集できなくても、Mr. フン氏の相続分割請求を法律に従い解決しなければならない。Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の相続遺産分については、それらの相続人が後で法令に従い受けられるように、国内に住んでいる人に財産の管理を暫定的に引き渡す。そうしないと、事件を徹底的に解決できない。Ms. ティエン氏が売った家の分に住んでいる人たちの氏名年齢などの提供は Ms. ティエン氏の義務である。第一審裁判所が、Mr. フン氏に対し、これらの人たちの氏名年齢の提供を要求したことは、対象が正しくない。第一審裁判所が、Mr. フン氏が Mr. ドゥオン氏、Ms. タオ氏の子ら、Ms. オアイン氏から家を買った人たちの氏名、住所を提供できないことに基づき、事件解決を中止したことは正しくない。そもそも第一審決定を取り消し、再度に裁判するために差し戻さなければなら

いものの、控訴審裁判所が実際に第一審の決定をそのまま維持したことは正しくない。」